

神奈川県労働局発表
平成27年10月29日

担当	神奈川県労働局労働基準部監督課 課長 杉山 彰浩 監察監督官 安部 昭彦 電話 045 (211) 7351
----	---

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

神奈川県労働局（局長 若生正之）では、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは、「過労死等防止啓発月間」の一環として昨年からはじめたもので、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を行います。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」には、引き続き、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれました。また、昨年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、今年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、キャンペーンでは、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。（詳細は別紙）

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に当たって、使用者団体や労働組合に対し、神奈川県労働局長による協力を文書で要請しています。

2 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働を始めとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月7日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120 (794) 713 (なくしましょう 長い残業)

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign2015.html>

平成27年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成27年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に当たって、使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等が実施されるよう、積極的な周知・啓発等の実施について協力要請を進めています。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか
- ② 賃金不払残業がないか
- ③ 適切な労働時間管理が行われているか
- ④ 長時間労働者を行った労働者については、医師による面接指導等の健康確保措置を確実に講じているか

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

平成27年11月7日（土）9：00～17：00

0120-794-713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 神奈川労働局又は各労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

0120-811-610（フリーダイヤル はい！労働）

（月・火・木・金17：00～22：00、土・日10：00～17：00）

URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。



過重労働

あなたの会社に
毎晩遅くまで働いている方は
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには・・・



過重
労働



過重労働による健康障害を防止するために^{*1}

① 時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{*2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 特別条項付き協定^{*3}により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得促進

- ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{*4}

- ① 労働時間適正把握基準^{*5}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

^{*1} 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年3月、厚生労働省）
^{*2} 「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）
^{*3} 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
^{*4} 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年5月、厚生労働省）
^{*5} 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成 27 年 11 月 7 日(土) **休日電話相談** フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ るうどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索